

山口労発基 0305 第6号  
令和7年3月5日

各関係団体の長 殿

山口労働局長  
(公印省略)

令和7年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

日頃より安全衛生行政の推進につきまして、格別の御配慮をいただき、厚く御礼申し上げます。

全国の昨年1年間の職場における熱中症の発生状況（1月7日現在の速報値）は、別紙のとおり、休業4日以上之死傷者数は1,195人、うち死亡者数は30人となっています。山口県では、令和5年には3人の死亡者が建設業、警備業及び農業において発生し、令和6年にも1人の死亡者が製造業において発生しており、大変憂慮すべき状況となっています。

全国の死亡災害のうち、多くの事例では、暑さ指数（WBGT）を把握していなかったほか、糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病や所見を有している事例も見られ、その多くは医師等の意見を踏まえた配慮がなされていませんでした。また、「休ませて様子を見ていたところ容態が急変した」、「倒れているところを発見された」など、熱中症発症時・緊急時の措置が適切になされていなかった事例も見られています。

このため、厚生労働省では、別添のとおり、令和7年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱（以下「要綱」という。）を定め、熱中症リスクがあるすべての事業場を対象として、職場における熱中症予防対策の徹底を図ることとしたところです。本キャンペーンにおいては、特に、①暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施すること、②熱中症のおそれのある労働者を早期に見つけ、身体冷却や医療機関への搬送等適切な措置ができるための体制整備等を行うこと、③糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮をおこなうこと、に重点を置いた効果的な取組の実施について特段の御配慮をいただきますとともに、傘下企業への熱中症予防対策の周知をお願い申し上げます。

また、本キャンペーンの一環として、当局ホームページ特設サイトに厚生労働省の職場における熱中症予防対策を一元的に情報提供するポータルサイトへのリンクや、本キャンペーンの要綱等を掲載していますので、多くの事業場に御利用いただくよう、周知いただきますよう重ねてお願い申し上げます。